

# 平成 26 年度 第 1 回猪名川・藻川河川保全利用委員会 議事概要

日時：平成 26 年 9 月 12 日（金） 9：30～12：00

場所：猪名川河川事務所 2階 会議室

出席者（委員）4名：綾委員長、服部委員、片寄委員、亀井委員

（オブザーバー）16名：大阪府、兵庫県、池田市、伊丹市、川西市、尼崎市

（河川管理者）3名：大谷事務所長、上田副所長、福岡副所長

（事務局）：山本係長

傍聴者 0名

## 1. 委員長の選出

当委員会の規約第4条で、委員長は互選で定めることとなっており、事務局からは、引き続き綾先生に委員長をお受けいただくことをご提案し、了承を得た。

## 2. 報告事項

（1）平成 25 年度猪名川・藻川河川保全利用委員会の概要を事務局から説明した。

（2）平成 25 年度審議案件の許可更新について、事務局から報告を行った。

（3）平成 26 年 8 月 6 日に開催した委員による現地視察について、事務局から報告を行った。

## 3. 審議事項（委員会規約の改正（委員会委員名簿等の一部変更））

委員の方の所属の変更、オブザーバーの一部で組織の改編が行われており、規約改正の審議事項として事務局より提案し、了承を得た。

## 4. 審議事項（個別占用案件の審議（報告））

事務局より審議案件について河川に与える影響の大小によって2つの区別があることを説明した。今回の審議となる3案件について、施設の概要を事務局から説明し、審議された。その結果、とりまとめられた委員会意見は次のとおり。

### 案件（1） 新家子ども広場（尼崎市）

- ・公園自体はきれいであり、適切に管理されている。
- ・公園内の植樹（シュロとランタナ）は外来種。花や種がばらまかれて繁殖しないよう、管理してほしい。

### 案件（2） 天津緑地（伊丹市）

- ・公園自体はきれいであり、適切に管理されている。
- ・トウネズミモチは、木がまだ小さいうちに抜くなどして外来種対策をとったほうがよい。

### 案件（3） 猪名川第1・第2運動公園（伊丹市）

- ・刈草の処理を適切に行うこと。刈草をそのまま放置するとその下の植物が育たない。
- ・市役所内の環境部局等と連携して管理を進めていただきたい。
- ・川とふれあうことを促進してほしい。

## 3. 審議事項（個別占用案件の中間報告）

過去の委員会意見に対する取り組み状況を各占用者から報告していただき、さらなる審議が行われた。その結果、とりまとめられた委員会意見は次のとおり。

### 案件（1） おおぞら広場（尼崎市）

- ・適切に管理されている。
- ・住民と協働しているよい事例である。

### 案件（2） 農業公園（尼崎市）

- ・樹木を適切に剪定されたい。
- ・堤防法面、公園の各々にふさわしい植生で管理いただきたい。

### 案件（3） 天王宮児童遊園地（川西市）

- ・前回の指摘事項のエドヒガンが植栽されており、大変望ましい。
- ・エドヒガンが定着できるようにしてほしい。
- ・今後、クヌギ、低木等を植栽し、周辺景観と調和した公園となるよう進めていただきたい。

## 4. その他

第2回河川保全利用委員会は、審議案件が3件、中間報告案件が3件であることを事務局から説明し、これらの審議を行うための委員会を1月に予定していることを報告して、委員会の了承を得た。

## 5. 一般傍聴者からの意見聴取

（意見なし）